

《研究論文》

# ロシア連邦における教育課程基準を巡る法的変遷

— 「連邦国家教育スタンダード」に関する規定と「新教授課程」を中心に —

広島大学大学院・研究生 黒木 貴人

## ABSTRACT

The Legal Changes over the Curricula in the Russian Federation  
Analyzing the Laws on “Federal State Educational Standard”  
and “Basic Curriculum”

**Takahito KUROKI**

Research Student, Hiroshima University

The aim of this paper is to consider of characteristics and issues of “Federal State Educational Standard”, which legally starting at 2010/09 in the Russian Federation.

Russian Federal Law “About Education” is revising frequently after 2000. Especially, the amendment of 2002's, “State Educational Standard” was approved. Then, that standard was developed into “Federal State Educational Standard” in 2007.

On the basis of “Federal State Educational Standard”, “Basis Curriculum” was established. “Basis Curriculum” is formed four variant, and to realize Federal policy with due consideration to the local state.

From this analyze, following things were defined.

- (1) Actively participation of Federation to educational contents is strengthening. However, this strengthening doesn't always leading to suppression of diversity. Rather, that helps expansion of diversity in education.
- (2) Meanwhile, more clearly dividing of authority on decision-making and securing the transparency of education content administration will be important issues in future.

## 1 はじめに

本論稿は、ロシア連邦において近年新たに制定され、2010年9月よりその正式な運用が開始される「連邦国家教育スタンダード」の特徴と課題について考察するものである。

周知の通り、ロシア連邦は1991年末ソ連の崩壊を受けて、その後継国として出発した。世界初の社会主義国家という壮大な実験は、約70年の年月を経て終了し、資本主義国家としての道を歩み始めたのである。その後の歩みは様々な紆余曲折を重ねたが、国民国家形成の手段としての

教育に焦点を当てた研究者の論<sup>1</sup>も借用しつつその流れを整理するならば、「自由主義と権威主義等の混在期」（1988～1994年）「行き過ぎた自由主義修正の模索期」（1994～1999年）「国家主導の政策展開期」（2000年～現在）とすることができよう。すなわち、国家成立当初の種々の教育政策は、従来認めてこなかった私立学校の設立を可能にし、また教師の教育実践においても国の定める教科書を使用せずとも授業を行えることなど、自由かつ多様な教育形態を生み出した。しかし、連邦としての統一性を保持するには好ましくない現象も生み出し、2000年のプーチン政権成立以後は国家主導で連邦の教育空間統一のための政策を講じるようになっていった。近年では「優先的国家プロジェクト」という国家戦略に基づき、教育への投資は着実に増加している。

そのような流れを受けて、教育課程基準を巡る動向も大きく変化している。ロシア連邦における教育課程基準は、1993年に暫定的に定められたスタンダードに基づいて長らく編成されてきたが、2004年になって正式な「国家教育スタンダード」が定められた。しかし、後述するように、2007年にはそれは新たに「連邦国家教育スタンダード」として生まれ変わり、新たな潮流が生まれつつある。

ところで、ロシア連邦の教育課程基準を巡る研究に関しては、諸外国の教科書に関する調査研究委員会が2005年から2006年にかけて包括的な研究を行っており、2冊の報告書<sup>2</sup>にまとめている。また、最近ではペレストロイカ政策期から2004年頃までの教育課程基準の変遷の特徴・課題について論じられた高瀬の研究<sup>3</sup>がある。しかし、それらはいずれもその研究の対象時期が2004年以前であり、本論稿で扱う「連邦国家教育スタンダード」についてはもちろん触れられていない。「連邦国家教育スタンダード」については近年岩崎の研究<sup>4</sup>などにおいて若干触れられてはいるものの、その詳細な分析は未だ行われていないというのが現状である。

以上のことを踏まえ、本論稿においてはまずロシア連邦法「教育について」（以下「連邦教育法」）の変遷模様を整理し、教育法規上における「連邦国家教育スタンダード」の位置付けがいかなる変化を遂げたかについて論じる。そして、それに基づく教育課程基準がいかに変化したかを捉え、「教育内容に国家がいかに関与しているか」との観点からロシア連邦教育課程行政の今日的特徴と課題を考察することを目的とする。

## 2 「スタンダード」に関する連邦教育法の変遷

前述の通り、2000年にプーチン政権が誕生して以来、ロシア連邦においては国家主導の教育政策が展開されている。ロシア連邦における教育の根幹は「連邦教育法」に明示されているが、2000年以降はその改正が頻繁に行われるようになったことから、国家の政策への積極関与の傾向が強まっている一端が見て取れよう。「スタンダード」に関する規定は第7条に示されており、2002年に部分的に改正された。その内容の一部を記すと、①それまで連邦要素、民族・地域要素に関して「国家教育スタンダード」が制定されるようになっていたが、学校要素がそこに加えられ、三層全てに渡り「国家教育スタンダード」が包摂することになったこと<sup>5</sup>、②従来、基礎普通教育（5年生から9年生）に関してのみ「国家教育スタンダード」を定めるとしていたが、初等普通教育（1年生から4年生）、中等普通教育（10、11年生）もそこに含まれるようになったこと、③コンクール制<sup>6</sup>に基づき開発、改正されると規定されていたが、単に「10年に1回以上」開発、改正されると変更されたことなどである。この改正も一つの契機となり、2004年に正式な「国家教育スタンダード」が成立したのである。そして2007年には「国家教育スタンダード Государс

твенные образовательные стандарты」は「連邦国家教育スタンダード Федеральные государственные образовательные стандарты」へと発展した。これは単なる名称の変更ではなく、その性格をも変えるものであった。以下にその改正された条文を記した。

#### 第7条 連邦国家教育スタンダード

1. ロシア連邦においては、初等普通教育、基礎普通教育、中等（完成）普通教育、初等職業教育、中等職業教育、高等職業教育を実施する教育機関に対し、必要条件を示した連邦国家教育スタンダードを制定し、その認可権は国家が有する。
2. それに応じて、あらかじめ定められていた1996年8月22日連邦法「高等職業教育、成人職業教育について」は、基礎教育スタンダードとその規定に沿い、高等職業教育を実施する特定の連邦国家教育機関が独自に定めた高等職業教育遂行プログラムによって実施される。なお、それら特定の機関はロシア連邦大統領令によって認可し、リスト化する。
3. 連邦国家教育スタンダード及び本条第2項に従って設置された教育スタンダードとその規定は、以下のことを保障しなければならない。
  - 1) ロシア連邦の統一的教育空間、
  - 2) 初等普通教育、基礎普通教育、中等（完全）普通教育、初等職業教育、中等職業教育、高等職業教育への継続的な基礎教育プログラム
4. 連邦国家教育スタンダード及び本条第2項に従って設置された教育スタンダードとその規定は、以下の内容を含む。
  - 1) 基礎教育プログラムの組織。その内容は、プログラムの規模、義務的部分、教育組織の参加者形成についてである。
  - 2) 基礎教育プログラム実施の条件。その内容は、人事、財政、技術的資源、その他の条件。
  - 3) 基礎教育プログラムの到達点。
5. 教育プログラムの実施に際し、発達に障害のある生徒のために、特別な連邦国家教育スタンダードを制定することができる。
6. 連邦国家教育スタンダードの開発と承認の手続きは、ロシア連邦政府機関によって行われる。
7. 連邦国家教育スタンダードは、10年に1回以上改訂される。
8. 連邦国家教育スタンダード及び本条第2項に従って設置された教育スタンダードとその規定は、教育形態に関わらず、卒業生の教育水準や資格について客観的な評価を提示する。

(参考：2007年12月1日改正前の連邦教育法第7条)

#### 第7条 国家教育スタンダード

1. ロシア連邦においては、連邦要素、地域的（民族-地域要素）要素、および学校要素を含む国家教育スタンダードを定める。  
ロシア連邦は、連邦国家権力機関として、その権限の範囲内で、国家教育スタンダードの連邦要素を定めるが、これは基本的な教育課程内容の義務的最小量、生徒の学習負担の最大

量、卒業予定者および卒業生の学力水準の要件を所定の手続きに基づいて定めるものである。国家教育スタンダードは、個々の補足的な教育プログラムに関しても、連邦法で定められる手続きに基づいて制定することができる。

2. 教育プログラムの実施に際し、身体的または能力的に制限のある生徒のために、特別な国家教育スタンダードを制定することができる。
3. 国家教育スタンダードの開発、承認、実施の手続きは、法律によって規定される場合を除き、ロシア連邦政府が定める。
4. 初等普通教育、基礎普通教育、中等（完成）普通教育の基本規定の開発・手続きは、連邦法によって定められる。
5. 国家教育スタンダードは、10年に1回以上改訂される。
6. 国家教育スタンダードは、教育を受ける形態に関係なく、卒業予定者および卒業生の教育と資格の水準について客観的な評価を提示する。

この変化の背景には、大きく分けて3つの側面がある。

一つは、グローバル化の進展に伴う新たな要求である。それに関連するが二つ目には、従来の教育内容水準の限界性である。三つ目には、地域間における教育内容の相違である。PISAなどの国際学力調査で、ロシア連邦は軒並み低い順位を記録したこと、またその要因の一つとして地域によっては連邦にとって望ましくない教育実践が存在していたこと（例えば、公立学校でロシア正教を教えるなど）などからこれらの言説は導き出され、その課題を克服するため、新スタンダードは制定されたのである。

また、このときの改訂によって、連邦成立以来ロシア教育の特徴とも言えた教育行政の「三層構造」も廃止された。すなわち、第29条8項「国家教育スタンダードの地方（民族-地域）要素の制定」、第32条6項「普通教育の国家教育スタンダードにおける学校要素、教育課程及び教科課程の作成と承認」の文言が削除されたのである。

これらの一連の流れ、特に「スタンダード」をめぐる変化では、連邦教育法に掲げられた「統一的教育空間」の段階的強化が図られているといえるであろう。すなわち、2002年の法改正により、従来連邦要素、民族-地域要素に関してのみ保有していたスタンダードの有効性を学校要素にまで広げ、「三層」全域に対する連邦関与の正当性を確保した。また、初等普通教育、基礎普通教育、中等（完成）普通教育とあらゆる教育段階を包摂する性格が付与された。それは2007年の法改正へと繋がり、ここでの三層構造の廃止によりスタンダードはその名の通り「連邦」の教育空間統一の保障するものとなった。スタンダードが包摂する教育段階も、ここでは高等教育をも含むものへと変化している。そして2009年の連邦国家教育スタンダードの承認をもって、これら段階的強化は一つの結実を見たと言える。なお、連邦国家教育スタンダードには専用のホームページも開設されており、国民がその内容に広くアクセスすることが可能となっている<sup>7</sup>。「統一的教育空間」を連邦国家が保障するとともに、教育政策を広く国民に知らせ、公開性をより強化しようとする意識も高まっていることが看取される。

### 3 「スタンダード」に基づく新教授課程

連邦国家教育スタンダードに基づき、新たな基本教授（教育）課程 Базисный учебный (образовательный) план образовательных учреждений РФ（以下「新教授課程」）が制定された。ここでは、初等基礎教育の新教授課程（表2(1)～(4)参照）を取り上げるが、従来の基本教育課程（表1参照）と比較すると、大きな変化として以下のことが挙げられる。

まず1点目は、その基準が教育機関の体系に応じて4タイプ示されたことである。バリエーション1, 2は、ロシア語を中心に教授する教育機関のためのものである。バリエーション3は、ロシア語とともに民族の母語も同様に教授する教育機関のためのものであり、バリエーション4は当該民族の母語を中心に教授する教育機関のためのものである。従来、その民族の母語や文化の学習は

民族-地域要素の範囲内で行われている教育であった。しかし、先述の2007年法改正によって教育内容の三層構造は廃止された。民族-地域要素において編成される教育内容は「多民族・多文化共生社会の促進を支える柱の一つであった」ので、当然「地域・民族代表からはその権限が弱体化することへの反発とさまざまな疑問が出された<sup>8)</sup>。」それらの折衝を図るため、民族原理で構成される共和国や地域の学校、すなわち非ロシア人系の学校の実情に対応できるバリエーションを提示したと考えられる。ただ、岩崎が指摘しているように、ロシア連邦内の社会的ニーズに対応す

表1 2004年基本教科課程

教科	年間授業時数				計
	1	2	3	4	
ロシア語	99	102	102	102	405
母語と文学**	99	102	68	68	337
文学読解	99	102	102	102	405
外国語		68	68	68	204
数学	132	136	136	136	540
まわりの世界（人間・自然・社会）	66	68	68	68	270
芸術（音楽・造形美術）	66	68	68	68	270
テクノロジー（労働）	33	34	68	68	203
体育	66	68	68	68	270
連邦要素合計	561	646	680	680	2,567
民族-地域要素と学校要素（週6日制）	99*	201	170	170	541
週6日制の上限授業時間	561	850	850	850	3,111
民族-地域要素と学校要素（週5日制）	99	102	68	68	337
週5日制の上限授業時間	660	748	748	748	2,904

\*1学年においては週5日制のみ。週6日制の数値は、週5日制の授業時数に準拠。  
\*\*母語と文学の授業時間は、民族-地域要素に含まれる。

Федеральный базисный учебный планы для образовательных учреждений Российской Федерации, реализующих программы общего образования «вечальное общее и основное общее образование Среднее (полное) общее образование»を一部抜粋し、作成。

表2 2009年基本教授（教育）課程

(1) 初等普通教育 バリエーション1

教授科目	学年				合計
	週当たりの時間数				
<不変部分>	I	II	III	IV	
ロシア語	5	5	5	5	20
文学	4	4	4	4	16
外国語	—	2	2	2	6
数学	4	4	4	4	16
周りの世界	2	2	2	2	8
音楽	1	1	1	1	4
芸術作業	2	2	2	2	8
体育	2	2	2	2	8
総計	20	22	22	22	86
可変部分（週6日制）	—	3	3	3	9
最大許容授業時間（週6日制）	—	25	25	25	75
最大許容授業時間（週5日制）	20	22	22	22	86
課外活動*	10	10	10	10	40
合計提供時間	30	35	35	35	135

(2) 初等普通教育 バリエーション2

教授科目	学年				合計
	週当たりの時間数				
<不変部分>	I	II	III	IV	
ロシア語	5	5	5	5	20
文学	4	4	4	4	16
外国語	—	2	2	2	6
数学	4	4	4	4	16
周りの世界	2	2	2	2	8
芸術（音楽、造形美術）	2	2	2	2	8
生産技術	1	1	1	1	4
体育	2	2	2	2	8
総計	20	22	22	22	86
可変部分（週6日制）	—	3	3	3	9
最大許容授業時間（週6日制）	—	25	25	25	75
最大許容授業時間（週5日制）	20	22	22	22	86
課外活動*	10	10	10	10	40
合計提供時間	30	35	35	35	135

る点において、非ロシア人系学校においてもロシア語教授用の新教授課程（バリエーション1）を採用する傾向が強まることも予想される。

また2点目は、教授科目が「不変部分」「可変部分」「課外活動」の3つから構成されることとなったことである。連邦の権限で定められ、すべての学校で義務となるのが「不変部分」、教師、親、連邦構成主体の合意の下で、各教育機関が生徒の特徴、教育的要求、関心を考慮して定めるのが「可変部分」である。これらは従来の教授課程においても存在していたが、三層構造の廃止も影響して、その内容は若干変化している。2004年の基本教科課程においては、民族-地域要素である「母語と文学」の教科と学校要素を合わせたものが「可変部分」であった。しかし、新教授課程では「母語と文学」は連邦権限で定める「不変部分」とされた。従来の「母語と文学」は、民族-地域要素といたつ、その時間数については連邦が定めるという連邦要素と同様の扱いを受けており、矛盾を抱えた状態であった。新教授課程における「母語と文学」の扱いは、その矛盾を整理した形になっていると見て取れる。新教授課程は教育課程の枠組みを示すことに限定されているため、具体的な教科の教育内容や方法は各教育機関にゆだねられていること、また「母語と文学」の授業時間数自体は2004年のものを週当たりに換算すると3-4-2-2であるが、新教授課程バリエーション3、4においてはいずれも増加していることに鑑みれば、より各地方の文化に配慮したものとなっているとみることもできる。ただ、「可変部門」の授業時間数は減っているため、各地方、学校において特色ある教育を実施する時間的範囲は縮小されたものともなっている。

また、今回新たに設置された「課外活動」は、「可変部分の一部」とされているが、連邦が提示した「分野」から各学校が選択して実施するという点において、可変部分とは若干性質の違いがある。この「課外活動」は「学校の教育プロセスに不可欠」とされ、「連邦国家教育スタンダードの要求実現を可能にする」ものとして重要視されている。

3点目は、授業時数が、週当たりで提示されていることである。それまでの基本教科課程では、「学校が教育課程を編成するにあたり、国家普通教育スタンダードを踏まえて設定する指導目標

(3) 初等普通教育 バリエーション3

教授科目	学年				合計
	I	II	III	IV	
<不変部分>					
ロシア語	4	5	5	5	19
文学	2	3	3	3	11
母語と文学	3	3	3	3	12
外国語	—	2	2	2	6
数学	4	4	4	4	16
周りの世界	2	2	2	2	8
芸術（音楽、造形美術）	2	2	2	2	8
生産技術	1	1	1	1	4
体育	2	2	2	2	8
総計	20	24	24	24	92
可変部分（週6日制）	—	1	1	1	3
最大許容授業時間（週6日制）	20	25	25	25	95
課外活動*	10	10	10	10	40
合計提供時間	30	35	35	35	135

(4) 初等普通教育 バリエーション4

教授科目	学年				合計
	I	II	III	IV	
<不変部分>					
ロシア語と文学	4	6	5	6	21
母語と文学	5	5	6	5	21
外国語	—	2	2	2	6
数学	4	4	4	4	16
周りの世界	2	2	2	2	8
芸術（音楽、造形美術）	2	2	2	2	8
生産技術	1	1	1	1	4
体育	2	2	2	2	8
総計	20	24	24	24	92
可変部分（週6日制）	—	1	1	1	3
最大許容授業時間（週6日制）	20	25	25	25	95
課外活動*	10	10	10	10	40
合計提供時間	30	35	35	35	135

\*注

課外活動（内訳）					
分野	学年				合計
	I	II	III	IV	
スポーツ・健康	3	3	3	3	12
芸術・文学	2	2	2	2	8
科学・認識	2	2	2	2	8
愛国的訓練	2	2	2	2	8
社会貢献活動	2	2	2	2	8
プロジェクト活動	1	1	1	1	4
総計	10	10	10	10	40

Базисный учебный (образовательный) план образовательных учреждений Российской Федерации, реализующих основную образовательную программу начального общего образования をもとに作成。

を達成するために相応しい授業計画の策定や教育方法の導入を、『連邦要素』『民族-地域要素』『学校要素』の区別なく可能にする<sup>9)</sup>」ために年間の授業時数として提示されていた。今回の新教授課程における授業時数の提示は、前回の2004年基本教科課程以前の形に戻ったことになる。三層構造の廃止により生じるであろう学校現場の混乱に配慮し、教育課程をより明確に編成しやすくするための意図があるものと予想される。

このように、連邦国家教育スタンダードに基づいて制定された新教授課程は、総じて地方に対する一定程度の配慮をしつつも、連邦の定める教育基準の学校現場における着実な達成を実現しようとする連邦の意図が窺える内容となっている。

#### 4 おわりに

ロシア連邦における教育内容行政の今日的な特徴とは何か。

それは、教育内容に対する国家の積極的な政策展開の傾向性が強まっていることである。2000年以降は連邦としての「統一的な教育空間」の強化を意図し、連邦教育法の改正をはじめ、連邦成立以来の課題であった「スタンダード」の制定を実現するなど、着実な制度整備がなされている。もちろん、その妥当性、正当性を評価するのは時期尚早であることは否めないが、これらの政策によりPISAやTIMSSにおけるロシア連邦の順位が上がっていること<sup>10)</sup>などを踏まえれば、その改革は一定の成功を収めていると見ることもできよう。たしかにこれらの展開に対し強権的であると危惧する声<sup>11)</sup>もあるが、長期的視座に基づく教育内容行政の政策展開という点で評価できる。

また、このような政策展開が、必ずしもそのまま教育内容の決定にかかる中央集権化、多様性の抑圧に繋がっているわけではない。新教授課程においても、4つのバリエーションが提示され、「母語と文学」の時間数の増加がされたことを踏まえれば、むしろ教育内容決定にかかる地方の権限の範囲は広がっている側面もある。また、多民族国家において民族のアイデンティティを規定する重要なファクターとして言語の問題があるが、ロシアは伝統的に学校における「母語での授業」を認めてきた<sup>12)</sup>、母語で授業を行う学校は近年の政策展開により増加傾向にあるとの指摘もある<sup>13)</sup>。以上の文脈を踏まえると、教育政策にかかる国家権限の拡大は、教育における多様性の拡大に加担している面もあると見ることもできるだろう。以上のことから、集権的政策のもとでの多様性の確保、すなわち、連邦としての統一性と多様性を並行して発展させているということが、その特徴といえるであろう。

一方で、教育政策決定にかかる国家の権限が拡大している点には、当然のことながら監視の目を光らしていく必要がある。ロシア連邦における教育行政体制は、ペレストロイカ政策期に模索された連邦-連邦構成主体(地方)-学校という「三層構造」が長らくその特徴であった。しかし、2007年連邦教育法改正によって、その特徴が失われた。少なくとも、三層構造によって担保されていた教育政策決定にかかる権限は確実に縮小されていると見てとれる。さらに、三層構造の廃止に伴う連邦、連邦構成主体(地方)、学校の三者の関係性について、必ずしも明確な規定があるわけではない。つまり、従来地方が担っていた領域(「国家教育スタンダード」の民族-地域要素の部分など)に関して、地方がどの程度までアクセス可能なかが不明確なままとなっている。また、本論稿においては触れられなかったものの、教科書制度における検定プロセスの不透明さが近年より増している傾向があり、それに伴って教育内容行政全体への連邦の権限が恣意的、不当に高まっていき、連邦-学校の直接的関係が強化されていくなれば、ソ連時代の硬直的制度にふたたび陥る危険性はあるであろう。すなわち、政策決定権限の所在の明確な区分、教科書制度の透明性の確保が、今後の重要な課題と言えるだろう。

しかし、青木栄一も指摘しているように、「ある改革によって『より』分権的になった、『より』集権『化』した」ということは明らかにできるが、ある制度のみを捉えてそれが分権的であると結

論づけはできない<sup>14)</sup>。本論稿においては「連邦国家教育スタンダード」そのものを直接的に扱っているわけではなく、あくまでそれが法規上どのような位置付けであるかを中心に論を進めた。また、それに準じた新教授課程がいかなるものに変化したかを把握することに終始した。つまり、ロシア連邦における教育内容行政のごくわずかな要素を切り取って論を進めたため、本論稿において特徴づけた「統一性と多様性を同時並行で発展させる」という論理は、現時点ではあくまで教育内容行政上の「一側面において」のことである。従って、上記の論理についてより説得力を有した形で論及していくためには、今後、2004年の「国家教育スタンダード」との比較をさらに行っていかなければならないし、またその成立過程についてより詳細な検討を行っていく必要もある。 「連邦国家教育スタンダード」の策定にはロシア教育アカデミーという教育科学省管轄の研究者集団が関わっており、それが教育と国家の間にもどのように位置づけられるかを追っていくことも視野にいれつつ、今後さらに本研究を進めたい。

## 【註】

- 1 Andrey Krasilshchikov 「ロシアにおける現在教育政策とイデオロギー」『アジア太平洋研究科論集』早稲田大学アジア太平洋研究センター・大学院アジア太平洋研究科出版・編集委員会、2007年。
- 2 諸外国の教科書に関する調査研究委員会編『ロシアの教育課程と教科書』教科書研究センター、2005年、諸外国の教科書に関する調査研究委員会編『ロシアの教科書制度と特色ある教科の教科書』教科書研究センター、2006年。
- 3 高瀬淳「ロシア連邦における教育課程行政制度の特色と課題—教育課程基準の変化に着目して—」(日本教育制度学会第16回大会自由研究発表資料)2008年。
- 4 岩崎正吾「世界の動き 新しい連邦国家教育スタンダード創設へ—ロシアの初等中等教育の改革動向—」『内外教育』時事通信社、2009年、2—4頁。
- 5 「連邦教育法」(2005年時点)では「ロシア連邦は、国の権力と行政の連邦機関として、その権限の範囲において全国教育スタンダードの連邦的構成要素を定める。」また、連邦構成主体など地方の権限として「全国教育スタンダードの民族・地域要素の決定」そして教育機関の権限として「教育プログラムおよび教科課程の作成と承認」と明記されていた。つまり、連邦全体に関わる教育内容は連邦中央が、地域・地方に関わる教育内容は地域・地方で、学校も選択科目などの教育内容は学校で定めるというものである。
- 6 スタンダードにおけるコンクールは、一般からの応募に基づき、3段階で行われていた。すなわち(1)スタンダードの基本構想に関する応募資料の審査(2)、(3)各教育分野(教科)の教育標準に関する応募資料の審査である。幅広い意見を参考にすることによって、より質の高いものを作り上げる意図があったことは想像に難くないが、実際応募したのはロシア教育アカデミーなど、人的・財政的条件のそろっていた機関のみであったこと、コンクールの審査過程が公開されなかったことなどから、批判も多く存在していた。詳細は園田貴章「ロシアにおける体制変動と国家教育標準の編成」(スラブ研究センター1996年度冬期シンポジウム「スラブ地域の変動—その社会・文化的諸相—」発表資料)を参照。
- 7 URL : <http://standart.edu.ru/>
- 8 岩崎前掲論文、3頁。
- 9 高瀬前掲発表資料。
- 10 研究代表者福田誠治『ロシアにおける英才教育と学校の多様化・個性化に関する総合的調査研究』(文部科学省科学研究補助金基盤研究(B)(海外)(課題番号14401006))2003年。
- 11 このような批判はおもに欧米諸国の論者から為されており、プーチンがかつてソ連国家保安委員会(KGB)の職員であり、その後継組織である連邦保安庁長官を務めたという経緯から、ロシアにおける強権の抑圧団体質の復活と見る傾向がある。
- 12 塩川伸明「ソ連言語政策史再考」『スラブ研究』北海道大学スラブ研究センター、1999年、155—190頁を参照。
- 13 岩崎正吾「多民族・多言語国家における教育の現状と課題①—ロシア、中国、スリランカ—ロシア・タタールスタン共和国を事例として」『季刊教育法』エイデル研究社、2009年、74—80頁を参照。
- 14 青木栄一『教育行政の政府間関係』多賀出版、2004年、7頁。